

障害者差別解消法に係る都の取組について

◆新規、●拡充、○継続

平成 28 年度の取組

都民への普及啓発

◆障害者差別解消法に係るパンフレット・動画・パネルの作成（平成 28 年 10 月）

- ・都民向けのわかりやすいパンフレットを作成（4 万部）
- ・動画を作成し、街中のビジョンやイベント等で放映

◆ヒューマンライツ・フェスタ東京 2016（テーマ：障害者の人権）でのシンポジウム開催（総務局主催）

◆障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム開催（内閣府共催）

◆「東京都障害者差別解消法ハンドブック」（平成 28 年 3 月作成）の周知 等

東京都障害者差別解消支援地域協議会の設置

地域における様々な関係機関により構成される会議を設置し、第 1 回協議会を 9 月に、第 2 回協議会を 2 月に開催

区市町村との連携

◆障害者権利擁護区市町村連絡会の開催

都内を 4 つのブロックに分け、都及び区市町村の障害者差別解消法・障害者虐待を担当する者を構成員とする会議を新たに設置（6 月下旬、11 月下旬に開催）

◆法に係る区市町村職員向け研修の実施（年 1 回）

都職員等への研修

◆全職員向けの E-ラーニング研修実施（5 月～6 月）

◆新規採用職員研修、管理職候補者向け研修、各局で実施する人権研修の内容に障害者差別解消法を追加

◆関係団体等への出前研修の実施 等

平成 29 年度の取組(案)

区市町村や関係機関と連携して、障害者差別解消に向けた施策を推進し、都民や事業者の障害者への理解の促進を図ることにより、「障害のある人もない人も互いに支え合う共生社会」の実現を目指す

都民への普及啓発

◆都民向け、事業者向けシンポジウムの開催

当事者の参加と先行事例の発表等の構成を想定（平成 29 年秋・冬頃）

○作成したパンフレット・動画等を活用した普及啓発 等

○東京都障害者差別解消支援地域協議会での検討

障害者差別に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。（年 3 回開催予定）

◆障害者への理解促進及び差別解消のための 条例制定に係る検討部会の設置

条例案の作成に向けて、障害のある方をはじめ様々な立場の方の意見を十分に聴き、専門的な知見を得るため、「障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会」を設置し、検討を進める。

区市町村との連携

○障害者権利擁護区市町村連絡会の開催

障害者の権利擁護（差別解消、虐待防止）に係る取組を都及び区市町村間で情報交換・共有し、都内全体の障害者の権利擁護に関する取組を推進する。（年 3 回開催予定）

○法に係る区市町村職員向け研修の実施

障害者虐待の防止

●障害者虐待防止・権利擁護研修の定員を拡充

事業者向け：予算規模 200 人→550 人、区市町村職員向け：120 人（同規模）
研修の実施を東京都福祉保健財団に委託



都職員等への研修

●新規採用職員研修等の継続実施に加えて、管理職に対する当事者を交えた研修を実施

○関係団体等への出前研修の実施 等